

○ 公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の評価

森林法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴い、公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の評価について、①控除割合の区分の整理、②個別通達の適用対象となる贈与の範囲の見直しなど所要の改正を行った。

1 従来の取扱い

(1) 平成 13 年森林法改正の概要

森林法では、森林の保続培養と森林生産力の増進を図る観点から森林施業のあり方等を定めているが、森林の公益的機能に対する要請の増加に対応して、平成 13 年の森林法改正（平成 13 年法律第 109 号、平成 14 年 4 月 1 日施行）により、重視すべき機能に応じた森林の区分が導入された。これにより、森林法上の森林の区分は、①公益的機能別施業森林区域内の森林と②公益的機能別施業森林区域内の森林以外の森林となり、それぞれ森林の機能の維持増進を図るための施業方法が、森林施業計画の認定基準として定められた^(注1)。

森林所有者及び森林所有者から施業の委託を受けた者（以下「森林所有者等」という。）が作成する森林施業計画が市町村長等の認定を受けるためには、当該認定基準である施業方法に合致した施業を行う必要がある。

(2) 個別通達の概要

森林施業計画の認定を受け、その計画に従って施業する森林所有者等にとっては、森林施業計画の認定基準となっている施業方法（特に伐採方法）は事実上の伐採制限として作用することになり、その伐採制限は、保安林に係る法令上の伐採制限に類似するものと認められたため、評価通達 50 及び 123 に定める保安林に係る法令上の伐採制限に応じた控除割合に準じて^(注2)公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の評価における控除割合を表 1 のとおりとして個別通達を定めた。

表 1 個別通達の改正前における区分と控除割合

森林の区分	控除割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養機能等維持増進森林 ・ 環境保全機能等維持増進森林のうち、「風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林」 	<p>0.2</p> <p>(一部皆伐なみ)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全機能等維持増進森林のうち、「風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林」以外の森林 	<p>0.4</p> <p>(択伐なみ)</p>

(注) 1 森林施業計画の認定を受けるための公益的機能別施業森林区域内の施業方法等はおおむね次のとおり。
 イ 水源かん養機能等維持増進森林（水土保全林）：皆伐を行う場合 1 伐区 20ha 以内、「標準伐期齢＋10 年」に達していない立木について主伐が計画されていないこと → 一部皆伐なみ
 ロ 環境保全機能等維持増進森林（森林と人との共生林）：原則として伐採率 30%（伐採できる時点での材積の 30%以内） → 択伐なみ
 なお、公益的機能別施業森林の具体的な範囲は市町村森林整備計画で定められる。
 2 保安林に係る法令上の伐採制限に応じた控除割合（評価通達 50 及び 123）は表 2 のとおりであり、公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木との控除割合の差異（△0.1）は、法令上の制限と事実上の制限の差異を考慮したものである。

表2 保安林に係る法令上の伐採制限に応じた控除割合

法令に定められた伐採関係の区分	控除割合
一部皆伐（一定面積を限度として伐採を認める）	0.3
択伐（森林全体の成長量の範囲内で一定材積の伐採を認める）	0.5
単木選伐（特定の立木を指定して伐採を認める）	0.7
禁伐（伐採の禁止）	0.8

(3) 個別通達の適用対象

個別通達の適用対象は、事実上の伐採制限についての永続性がある程度担保できるものであることが必要であるため、財産取得の時ににおいて、被相続人又は贈与者等が認定を受けていた森林施業計画の内容と同様の内容による森林施業計画が存し、かつ、それに従った森林施業を相続人又は受贈者等が行うと認められる次の場合に限られることとした。

イ 相続又は遺贈により取得した場合

- ① 被相続人の森林施業計画が存しており、被相続人の森林施業計画が包括承継され、相続後は相続人の森林施業計画として存続する場合
- ② 森林組合等が被相続人から委託を受け森林施業計画を定めており、相続人等の申出により、森林施業委託契約が継続し、森林組合等の森林施業計画が存続する場合
- ③ 相続人等が被相続人から委託を受け森林施業計画を定めており、相続又は遺贈後も相続人等の森林施業計画が存続する場合

ロ 贈与により取得した場合

- ① 森林組合等が贈与者から委託を受け森林施業計画を定めており、贈与前に、受贈者と森林組合等との間に贈与を停止条件とする森林施業委託契約が締結されており、贈与後も森林組合等の森林施業計画が存続する場合
- ② 受贈者が贈与者から委託を受け森林施業計画を定めており、贈与後も受贈者の森林施業計画が存する場合

2 森林法改正の概要

改正森林法（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、個別通達に係る次の点についての改正が行われた。

(1) 森林施業計画から森林経営計画への改正

森林施業計画を路網の整備等を含めた実効性のある計画とすることに合わせて、その名称が森林経営計画に改められた。

また、森林所有者等の変更等に伴う当該計画の義務的変更の範囲が拡大された（森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が、一定の基準を満たす森林を新たに取得し「新たに自ら森林の経営を行う」こととなった場合、当該森林経営計画を変更しなければならないものとされた。）。

(2) 公益的機能別施業森林区域に関する改正

公益的機能別施業森林区域内の森林の区分及びその施業方法は、市町村森林整備計画で具体的な範囲が定められることになるが、森林法改正前は、公益的機能に応じた森林の区分及びそれに対応した施業方法が重複することなく定められていたのに対し、森林法改正後は、森林の機能は複数のものが重複して存在し得るとの観点から、公益的機能に応じた森林の区分につい

ては複数の区分の重複設定が可能とされた。ただし、施業方法については、原則として重複設定されない（表3）。

表3 公益的機能別施業森林に係る施業方法の概要

森林法改正前		森林法改正後	
森林の区分	森林施業計画における施業方法（主伐の方法）	森林経営計画における施業方法（主伐の方法）	森林の区分
水源かん養機能等維持増進森林 （水源のかん養の機能又は土地に関する災害の防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	皆伐が可能で20ha以下 （伐採時期：標準伐期齢+10年）	皆伐が可能で20ha以下 （伐採時期：標準伐期齢+10年）	（水源かん養機能維持増進森林） 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	〈複層林施業を推進すべき森林〉 複層伐（伐採にあたって上層木の一部を維持して伐採）	〈択伐以外による複層林施業を推進すべき森林〉 複層伐（伐採にあたって上層木の一部を維持して伐採）	（水源かん養機能維持増進森林以外の森林） 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	〈長伐期施業を推進すべき森林〉 皆伐が可能で20ha以下 （伐採時期：標準伐期齢×2）	〈長伐期施業を推進すべき森林〉 皆伐が可能で20ha以下 （伐採時期：標準伐期齢×2）	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
環境保全機能等維持増進森林 （環境の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）	〈風害の防備等のため帯状に残存すべき森林〉 皆伐が可能。ただし、伐採後、幅20m以上にわたり森林が帯状に残存するようにする。		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	択伐で伐採率30%以下 （伐採後人工植栽を行う場合は40%）	〈択伐による複層林施業を推進すべき森林〉 択伐で伐採率30%以下 （伐採後人工植栽を行う場合は40%）	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	〈特定の広葉樹を育成すべき森林〉 特定の樹種の立木の材積を一定水準に維持	〈特定の広葉樹を育成すべき森林〉 特定の樹種の立木の材積を一定水準に維持	その他水源かん養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林

控除割合  0.2（一部皆伐のみ）
 0.4（択伐のみ）

3 個別通達改正の概要等

上記2の森林法改正後における公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の「事実上の伐採制限の有無及びその程度」については森林法改正前とほぼ同様であるため、その評価方法については改正を要しないものの、上記2のとおり、控除割合の区分の整理等が必要であることから、次のとおり個別通達を一部改正することとした。

(1) 控除割合の区分の整理

上記2(2)の改正に対応して、控除割合を示す森林の区分（表示方法）を従来の公益的機能に基づく森林の区分から施業方法を中心とした区分に変更することとし、具体的には、表4のとおりとする。

表4 個別通達の改正後における区分と控除割合

森林の区分	控除割合
<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養機能維持増進森林 水源かん養機能維持増進森林以外の森林のうち、①択伐以外による複層林施業を推進すべき森林及び②長伐期施業を推進すべき森林 	0.2 （一部皆伐のみ）
<ul style="list-style-type: none"> 水源かん養機能維持増進森林以外の森林のうち、③特定の広葉樹を育成すべき森林及び④択伐による複層林施業を推進すべき森林 	0.4 （択伐のみ）

※ 「その他水源かん養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林」については、市町村独自の施業方法（表

3の施業方法以外の施業方法)を設定することが可能である。その場合の控除割合は、上記の森林の区分ごとの控除割合を踏まえつつ、当該施業方法による伐採制限の程度に応じて個別に算定することとなる。

(2) 個別通達の適用対象となる贈与の範囲の見直し

この個別通達の適用対象は、財産取得の時ににおいて、被相続人又は贈与者等が認定を受けていた森林経営計画の内容と同様の内容による森林経営計画が存し、かつ、それに従った森林施業等を相続人又は受贈者等が行うと認められる場合に限られることとしているところ、上記2(1)のとおり、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が、一定の基準を満たす森林を新たに取得し「新たに自ら森林の経営を行う」森林となった場合、当該森林経営計画を変更しなければならないものとされた。

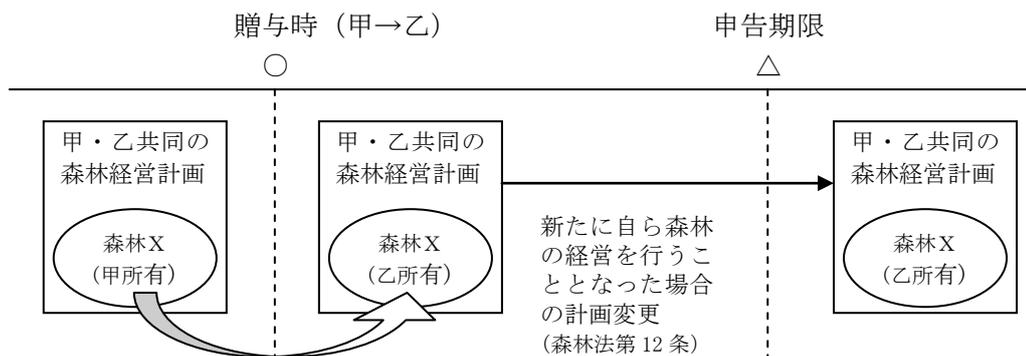
これに伴い、次の具体例のような贈与により取得した山林又は立木については、個別通達の適用対象とすることが相当であると認められるため、贈与における個別通達の適用対象の範囲を拡大することとした。

(具体例)

甲(贈与者)と乙(受贈者)が共同で森林経営計画を作成し市町村長等の認定を受けているケースにおいて、甲が所有する公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木(森林X)を乙に贈与する。

当該森林Xについて、乙は「自ら森林の経営を行うこと」になることから、当該森林経営計画の変更認定を受ける必要があり、当該認定を受けた場合には、贈与財産である当該森林Xは、①甲が(乙と共同で)認定を受けていた森林経営計画の内容と同様の計画が贈与後においても存在し、②贈与後も当該森林経営計画に従った森林施業が乙によって継続されることとなるので、個別通達の適用対象とすることが相当である。

【甲の所有する森林の一部(森林X)を贈与する場合の例】



(3) 改正個別通達の適用等

本改正は、改正森林法の施行日である平成24年4月1日以後に市町村長等の認定を受けた森林経営計画に係る山林及び立木で、同日以後に相続、遺贈又は贈与により取得したものの評価に適用する。

なお、改正森林法附則第8条により、改正森林法の施行日前に認定を受けた森林施業計画に係る施業方法は従前の例によるとされているため、当該森林施業計画に係る公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の評価については、改正前の個別通達を適用する。